

知っていますか？

5月5～11日は こどもまんなか 児童福祉週間

本市では、子どもたち一人ひとりが、地域社会の中で、「人間力」を高めながら、自分らしく、当たり前で成長できるまちの実現を目指しています。この機会に、私たちにできることを考えてみませんか。

問 子ども政策課 ☎ (632) 2342

「オール宇都宮」で宮っこを守り、育てましょう ID 1035694

子どもたちが、安心して、健やかに成長するためには、地域社会が一体となり、市民一人ひとりが主体的に子どもを守り、育てる行動を実現していくことが重要です。

このような考えの下、本市では、令和6年2月に「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定しました。

本宣言に賛同・実践していただける企業・団体を募集します！

ID 1036714



▲市(団)「宮っこを守り・育てる都市宣言」への賛同

宣言内容

宮っちはいつの時代もうつのみやの宝 みんなで守り、育てます。

- 1 こどもが個人として尊重され、こどもの今とこれからのため、最もよいことをこどもと一緒に考え、その実現に取り組みます。
- 2 こどもが夢や希望にあふれ、心豊かに成長できる環境づくりに取り組みます。
- 3 すべての家庭が、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりに取り組みます。
- 4 地域社会が、こどもを温かく見守り、安全・安心の確保や一人ひとりに合った支援に取り組みます。

子どもを守り・育てるために私たちにできること

子育て中の皆さんへ

- ▼ 子どもに、「大切な存在だよ」など温かい言葉を伝えましょう。
- ▼ 子どもに関わることを決めるときには、子どもの意見を聞きましょう。

地域の皆さんへ

- ▼ 子どもや子育て家庭へ、笑顔の声掛けを心掛けましょう。
- ▼ 子どもが交通事故などに巻き込まれることがないように、見守りましょう。

企業の皆さんへ

- ▼ 子育て中の人の育児休業の取得促進に取り組みましょう。
- ▼ 職業体験など、子どもたちの将来の職業選択の幅が広がる取り組みを行いましょう。

子どもを守り・育てるための取り組みの一部を紹介します

「宮っこの居場所」に行ってみよう ID 1028508

本市では、子どもたちが行きたいときに気軽に行けて、大人の見守りの下、安心して過ごせる「宮っこの居場所」づくりを推進しています。「宮っこの居場所」には、小・中学生、高校生であれば、誰でも自由に利用できる「子どもの居場所」と子どもと一緒に保護者も利用できる「親と子どもの居場所」の2種類があり、市内に52カ所(令和8年2月末現在)登録されています。ぜひ、お越しください。



「子どもの家」に行ってみよう ID 1006549

本市では、小学校に設置している全ての子どもの家で、午前中に、乳幼児と保護者に遊びと交流の場を提供しています。

- ▼ 日時 月～金曜日(祝日、学校長期休業期間などを除く) 午前10時～正午。

問 生涯学習課 ☎ (632) 2651

